

# 受給者だより

Vol.31

## CONTENTS

発行／東日本硝子業厚生年金基金

平成18年11月

事業状況	平成17年度決算等のお知らせ……………1
	平成18年3月末現在の事業状況 ……3
解説	在職老齢年金とは？……………4
	年金と税金……………5
年金受給コーナー	現況届の提出／住所・受取機関の変更／ 失業給付受給中の方へ／在職中65歳になったら……………6
お知らせ	国の現況届の提出が不要になりました……………7

## 平成17年度決算等のお知らせ

当基金の平成17年度決算等が、去る9月11日に開催された第87回代議員会において慎重に審議された結果、全会一致で議決・承認されましたのでご報告いたします。

## 平成17年度決算

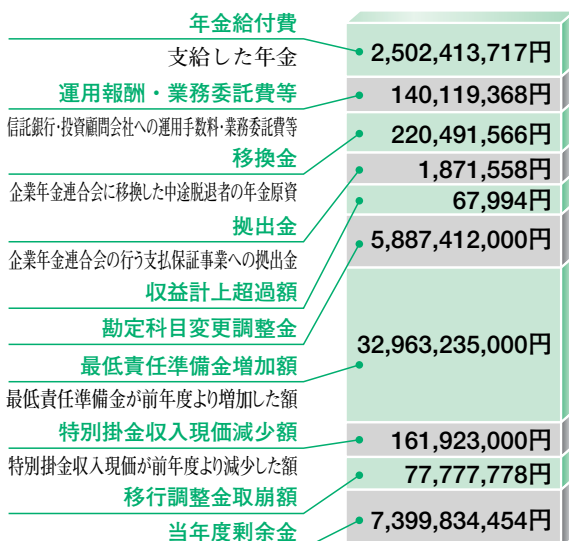
### 年金経理

年金給付や年金資産の管理運用などを行う経理です。  
資産額は時価により表示しています。

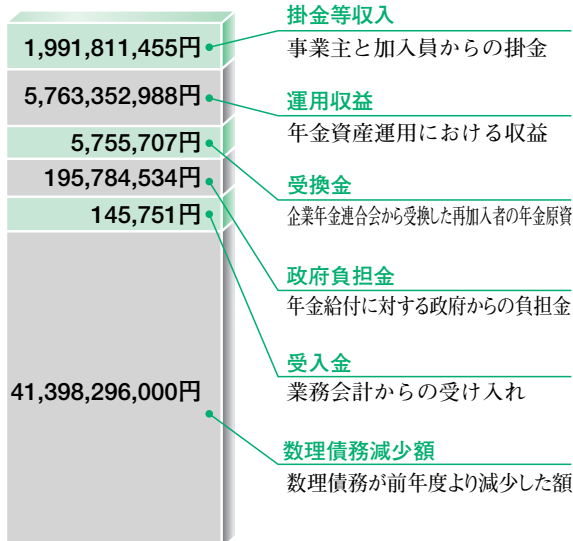
●平成17年度の収支状況(損益計算書)

(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

費用勘定 49,355,146,435円



収益勘定 49,355,146,435円



## ●資産と負債の状況（貸借対照表）

資産勘定 44,783,663,370円

負債勘定 44,783,663,370円

年金資産 35,810,259,594円  
信託資産 35,233,356,923円  
預貯金等 576,902,671円

特別掛金収入現価 8,895,626,000円

移行調整金残高 77,777,776円



給付債務 35,698,555,000円  
数理債務 2,735,320,000円  
最低責任準備金 32,963,235,000円

支払備金等 998,979,762円

当年度剰余金 7,399,834,454円

別途積立金 686,294,154円

（平成18年3月31日現在）

## 平成17年度 積立水準の検証

基金では、財政の健全性をチェックするために、毎決算時に年金資産の積立水準の検証を行っています。積立水準の検証には、①積立水準が必要額に達しているかどうか（継続基準の財政検証）、②加入員の年

金受給権が確保されているかどうか（非継続基準の財政検証）の2つの観点から行われます。当基金の平成17年度末の年金資産の積立水準は、継続基準の財政検証では基準値をクリアしましたが、非継続基準の財政検証では基準値を下回る結果となり、必要となる回復計画の策定を行いました。

区分	当基金の積立水準		基準値
継続基準	純資産額	34,811,280千円	1.00以上
	責任準備金	32,963,235千円	
非継続基準	代行給付について	純資産額	1.05以上
		最低責任準備金	
	給付の全体について	純資産額	0.90以上 (平成19年度以降1.00以上)
		最低積立基準額	

## 業務経理・業務会計

基金を運営するための経費を処理する会計です。事業の運営にあたっては経費の縮減に努めました。

損益計算書（平成17年4月1日～平成18年3月31日）

貸借対照表（平成18年3月31日現在）

費用勘定		収益勘定		資産勘定		負債勘定	
事務費 55,069,053円		掛金収入 86,510,490円		現金・預貯金 68,559,823円		預り金・未払金 98,294円	
代議員会費 369,595円		延滞金 454,400円		未収事務費掛金 8,245,020円		引当金 25,657,000円	
機械処理経費 5,427,140円		受取利息及び配当収入 20,209円		未収金 841,700円		繰越剰余金 67,508,705円	
繰入金 20,145,751円		雑収入 19,405円		有価証券 20,000,000円		当年度剰余金 4,382,544円	
雑支出 1,610,421円							
当年度剰余金 4,382,544円							
合計 87,004,504円		合計 87,004,504円		合計 97,646,543円		合計 97,646,543円	

## 業務経理・福祉施設会計

種々の福祉施設事業を行う会計です。業務会計同様、経費の縮減に努めました。

損益計算書（平成17年4月1日～平成18年3月31日）

貸借対照表（平成18年3月31日現在）

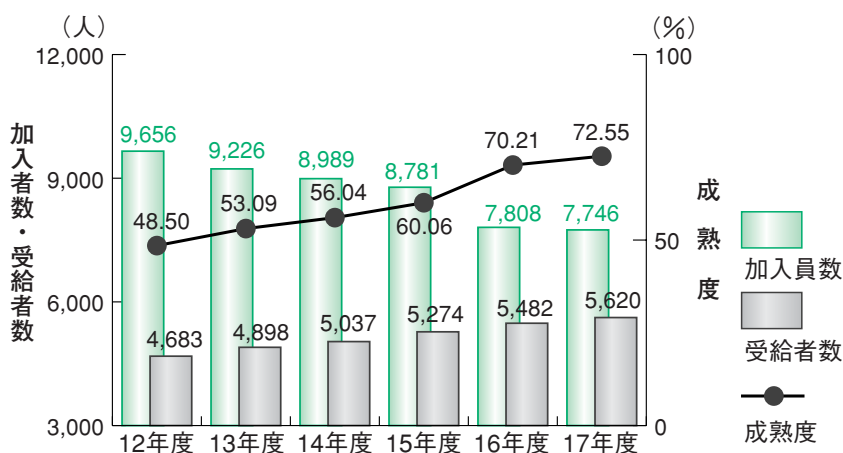
費用勘定		収益勘定		資産勘定		負債勘定	
事務費 56,951,540円		施設収入 21,566,820円		預貯金 29,289,528円		預り金ほか 7,920,031円	
福祉給付金 1,410,000円		受入金 20,000,000円		未収福祉施設掛金 75,230円		引当金 171,444,727円	
雑支出 11,437,036円		受取利息及び配当収入 299,415円		有価証券 472,784,376円		基本金 1,169,093,754円	
		雑収入 638,496円		固定資産 846,309,378円			
		基本金戻入金 27,293,845円					
合計 69,798,576円		合計 69,798,576円		合計 1,348,458,512円		合計 1,348,458,512円	

# 事業状況

## 平成18年3月末現在の事業状況

		対前年度・増減
事業所数	248事業所	△3事業所
加入員数	7,746人(男子 5,444人 女子 2,302人)	△62人
平均標準給与月額	309,640円(男子 344,767円 女子 226,570円)	1,198円
年金受給権者数	5,620人(男子 3,714人 女子 1,906人)	138人
平均年金額	454,369円(男子 550,177円 女子 267,680円)	9,796円
慶弔金支給件数・額	87件 141万円	1件 △21万円

### ● 成熟度(受給者数/加入員数) 72.55%

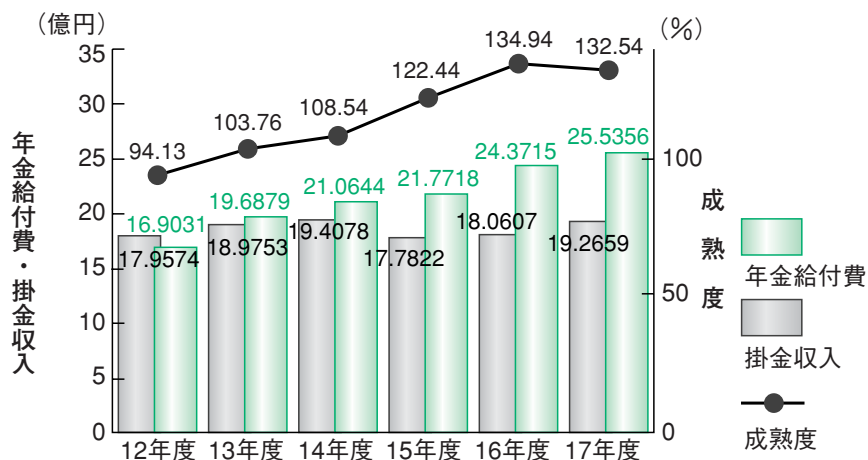


#### ● 成熟度とは

年金制度の状況が、どの程度のレベルであることを示す概念です。通常は、毎年の掛金の収入額に対する給付総額の割合や、受給者数の加入員数に対する割合で表します。

※平成18年3月末現在の状況は加入員1.38人で受給者1人を支える状況です。

### ● 成熟度(年金給付費/掛金収入) 132.54%



(注) 平成17年度の掛金収入には、脱退事業所からの特別掛金は含んでいません。

※平成17年度の年金給付費は掛金収入の約133%に相当する状況です。

# 在職老齢年金とは？



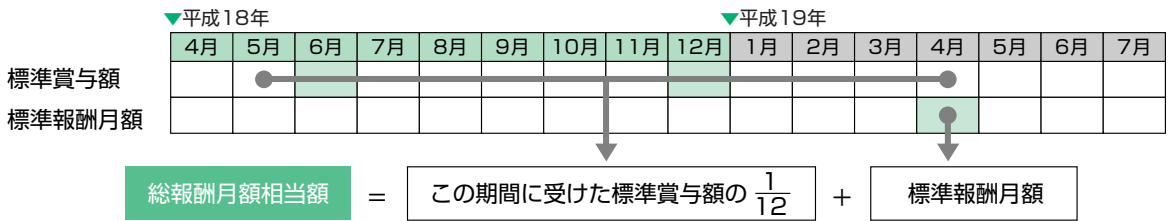
**Q** 年金を受けながら働いている場合、年金の支給が減ることがあると聞きました。どのようなしくみになっているのですか？

**A** 60歳以降、年金を受けながら働いている場合、年金と給与等の額によって年金の支給が停止される場合があります。支給停止のしくみは、60歳代の前半が後半かで異なります。また、平成19年4月からは70歳以上の在職者も年金の支給が停止される場合があります。

## 60歳代前半の在職老齢年金

60～64歳の人が在職中に受けられる年金は、年金月額と総報酬月額相当額（下記参照）の合計額が28万円を超える場合、その一部または全部が支給停止となります。

### ●総報酬月額相当額とは？



### ●受けられる年金額の計算式

**基** = 基本月額（特別支給の老齢厚生年金※1÷12）

**総** = 総報酬月額相当額（標準報酬月額＋その月以前1年間に受けた標準賞与額※2÷12）

総＋基	基本月額	総報酬月額相当額	受けられる年金額の計算式（月額）
28万円以下	—	—	基本月額が支給（支給停止されない）
28万円超	28万円以下	48万円以下	$基 - (総 + 基 - 28万円) \times \frac{1}{2}$
	28万円以下	48万円超	$基 - \{(48万円 + 基 - 28万円) \times \frac{1}{2} + (総 - 48万円)\}$
	28万円超	48万円以下	$基 - (総 \times \frac{1}{2})$
	28万円超	48万円超	$基 - \{48万円 \times \frac{1}{2} + (総 - 48万円)\}$

※1 加給年金額を除く。  
※2 1,000円未満切り捨て。  
1回当たり上限150万円

※支給停止額が基本月額を超えたときは、加給年金額は全額支給停止されます。

## 60歳代後半の在職老齢年金

65～69歳の人が在職中に受けられる年金は、総報酬月額相当額と基本月額の合計額が48万円を超える場合、超えた額の2分の1が基本月額から支給停止されます。

### ●受けられる年金額の計算式（月額）

$基本月額 \times \frac{1}{2} - (基本月額 + 総報酬月額相当額 - 48万円) \times \frac{1}{2}$

※1 老齢厚生年金を12で割ったもの。  
※2 老齢基礎年金、経過的加算額は支給停止されません。  
※3 支給停止額が基本月額を超えたときは、加給年金額は全額支給停止されます。

### ●基金の年金からの支給停止●

60歳代の人が在職中に基金に加入している場合、国の年金と同様に、基金の年金についても在職老齢年金による調整が行われます※。支給停止は国から支給される年金額から先に行われ、その額を超えた場合、基金の年金の一部または全部が支給停止となります。

ただし、当基金の加入事業所以外で働いている場合は、基金から支給される年金は支給停止されません。

※基本月額は基金の代行部分を含めて計算します。

## 平成19年4月から70歳以上の在職者も年金が調整されます

平成19年4月以降、70歳以上の方が在職中に年金を受けていると、60歳代後半の在職老齢年金と同様のしくみにより、年金額が調整されることになります。ただし、平成19年4月1日にすでに70歳

以上（昭和12年4月1日以前生まれ）の人には適用されません。なお、60歳代後半の場合とは異なり、在職中でも保険料・掛金を納める必要はありません。※当基金の取り扱い、は、政省令の公布後に決定します。

国と基金の年金については、雑所得として所得税がかかり、その支払期ごとに源泉徴収されます。ただし、年金額が一定以下の場合、源泉徴収されません。

## ●年金給付には所得税がかかる

国の老齢基礎年金・老齢厚生年金・特別支給の老齢厚生年金、基金の年金など、老齢（退職）を支給事由とする年金給付は、所得税法上の規定により「公的年金等に係る雑所得」として課税の対象となります。

なお、国の障害年金や遺族年金については、非課税となっています。

## ●年金の源泉徴収

年金の支払を行う社会保険庁や基金では、支払期月ごとにあらかじめ所得税を源泉徴収して、受給者に支払っています。ただし、年金額（年金支払額）が右の表の一定額に満たないときは、源泉徴収が行われません。

	65歳未満	65歳以上
国の年金	108万円	158万円
基金の年金	108万円	80万円

※受給者の年齢については、その年の12月31日現在でみます。

## ●扶養親族等申告書の提出

源泉徴収の対象となる人で、公的年金等控除、配偶者控除などの各種控除を受けるためには「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出する必要があります。ただし、国と基金など2つ以上の年金を受けている人や、年金のほかに給与所得などがある人などは、控除の重複を避けるために、いずれか一方（例えば、社会保険庁）へ申告してください。

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は、毎年11月中旬頃に社会保険庁から送付されますので、12月の指定された期限までに提出してください。

なお「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出していない場合は、一律に7.5%の税金が源泉徴収されます。

## ●確定申告での清算

2ヵ所以上から年金を受けている人や、年金以外に給与所得などがある人は、確定申告を行い清算をする必要があります。税額に不足があれば納税し、納めすぎであれば還付を受けることができます。また、確定申告を行えば、住民税の申告も同時に行われるしくみであるため、個別に手続きを行う必要はありません。

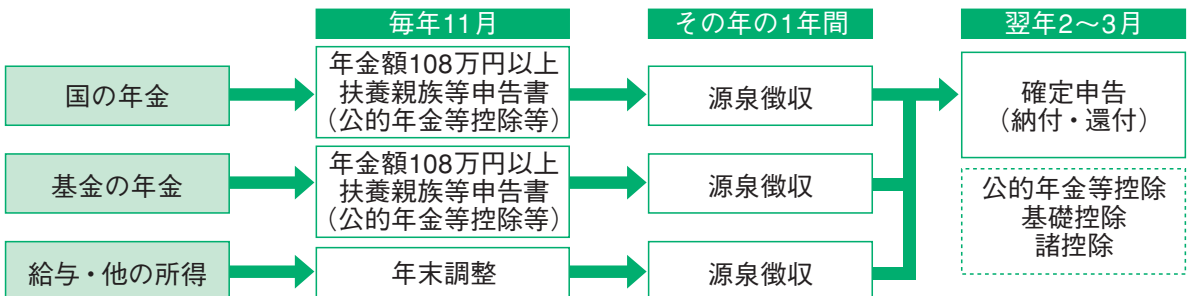
なお、年金だけの収入で配偶者のある人は、65歳未満で156万円、65歳以上で201万円までは課税されないことになっています。

※定率減税は、すでに平成18年分の所得税から従来の2分の1である10%相当額（最高12万5千円）に縮小されていましたが、平成19年分の所得税からは定率減税そのものが完全に廃止されます。

## ●源泉徴収票について

国（社会保険庁）、基金とも1月下旬までに源泉徴収票が受給者あてに送付されます。この源泉徴収票は、確定申告の際に必要となりますので大切に保管してください。

### 年金にかかる税金について ～申告から納付まで～



※源泉徴収は、65歳以上の人の場合は、国の年金158万円以上、基金の年金80万円以上の人が対象となります。

→年金にかかる税金についての詳細は、最寄りの税務署へお尋ねください。

# 年 金 受 給 コ ー ナ ー

## 誕生月には「現況届」を忘れずに基金へ提出してください。

「現況届」は、年金を引き続き受けるために、毎年提出していただく大切な書類です。国の「現況届」は原則として提出が不要となりますが、基金への提出は引き続き必要となります。提出されなかった場合、年金の支払いが一時差し止めとなりますのでご注意ください。

- 現況届の用紙は、誕生月の前月末頃に送付いたします。
- 現況届の用紙に、受給者本人が記入し当基金へ提出してください。

※市区町村の証明は不要です。

※ご本人が署名できない場合は、親族の方の署名でも結構です。この場合は「代理人署名欄」にご記入ください。

## 住所や年金の受け取り場所の変更には「異動届」の提出が必要です

受給者の方が住所を変更したときや年金の受取金融機関を変更される場合は、「受給権者異動届」を提出してください。

※「受給権者異動届」の用紙が必要なときは、当基金までご連絡ください。

4月より個人情報保護法が施行されたため、受け取り銀行等の変更の際は金融機関の証明印を受けてください。

## 失業給付（基本手当）を受給中は、基金の年金は全額停止となります。～雇用保険受給資格者証（写し）の提出～

男子は昭和13年4月2日、女子は昭和14年4月2日以後に生まれた方については、雇用保険の失業給付（基本手当）を受けている場合は、年金の支払いは全額停止となります。

国から厚生年金を受けている方についての雇用保険の情報は、公的機関からの提供を求めています。情報提供の時期などにより、年金の払い過ぎが発生したり、停止の解除の時期が遅れるなど、ご迷惑をおかけすることがあります。

ハローワーク（職業安定所）に求職の申し込みをされたときや、失業給付（基本手当）の受給が終了したときは、当基金へのご連絡をお願いいたします。ご連絡にあたりましては「雇用保険受給資格者証」の写し（全記録）をご提出くださいますようお願いいたします。

## 在職老齢年金を受けている方は、65歳になったら「改定届」を基金に提出してください。～60歳から64歳で基金の年金を受けている方～

当基金から65歳前に在職老齢年金を受けている方は、65歳になると年金額の改定を行います。

65歳に達した月の翌月に該当者あて「改定事由該当届」の用紙を送付いたします。次の書類を添付のうえご提出ください。

- ①「年金証書」（基金が発行した年金証書）
- ②「国民年金・厚生年金保険年金証書」の写し
- ③「国民年金・厚生年金保険裁定通知書・支給額変更通知書」の写し（65歳に達した月の翌月頃に社会保険業務センターから送付されます）

## 年金受給権者の皆さんへ

# 国の現況届の提出が不要になりました

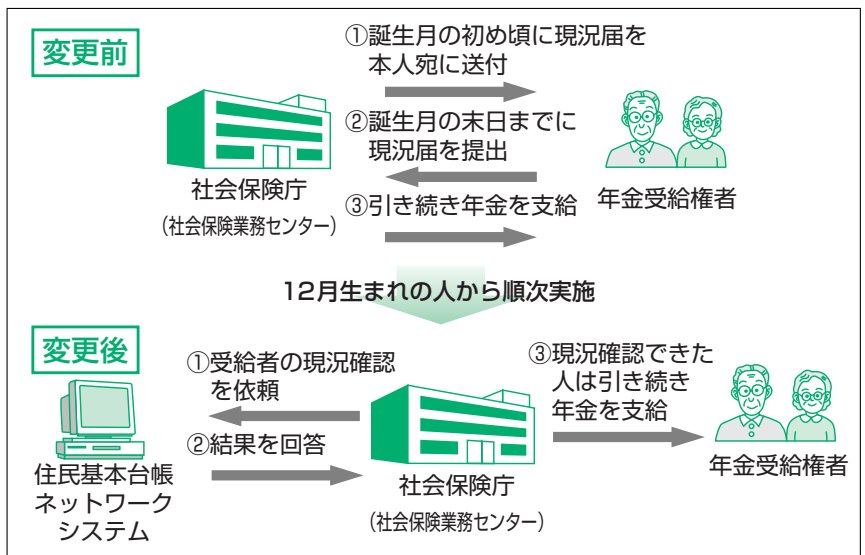
これまで年金受給権者の方に義務づけられていた国の「年金受給権者現況届」の提出が不要になりましたのでお知らせします。

## 国の現況届の提出が不要に

「年金受給権者現況届」とは、年金を受けるために提出が必要な届出で、毎年、誕生月の初め頃に本人宛に提出書類（ハガキ）が送付されています。年金受給権者は、この「年金受給権者現況届」を社会保険業務センターと基金へ誕生月の末日までに提出し、年金を受ける権利があると確認された場合、引き続き年金を受けることができます。

このたび社会保険庁では、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して、年金受給権者の現況確認を行うこととなりました。そのため、今後、国の「年金受給権者現況届」は提出が不要と

なります。ただし、住民基本台帳ネットワークシステムを利用できない人は、引き続き提出が必要です。



## 今後も国の現況届の提出が必要な人

- 社会保険庁で保有している本人基本情報（氏名・性別・生年月日・住所）と住民基本台帳ネットワークシステムの情報が相違し、住民票コードを確認できない人\*
- 外国籍（外国人登録）の人

- 外国に居住している人  
※該当者については、平成18年10月以降、随時、社会保険庁から住民票コードを確認できなかった旨のお知らせが送付されます。また、平成18年10月以降に社会保険事務所に届出を行うことにより、住民票コードが確認できた場合は、現況届の提出が不要になります。

## 加給年金額対象者の生計維持確認や診断書等の提出は引き続き必要です

加給年金額を受けられるかどうかの生計維持の確認が必要な人は、社会保険庁から送付される「生計維持確認届」を提出してください。この「生計維持確認届」が提出されない場合は、加給年金額のみ支払いが一時停止されます。

また、障害の程度の確認については、医師による診断書が必要ですので、障害の程度の確認が必要な人は、社会保険庁から送付される診断書を提出してください。この診断書が提出されない場合は、年金の支払いが一時停止されます。

国の年金についてのお問い合わせはねんきんダイヤルへ TEL 0570-07-1165

## 当基金の現況届について

当基金では住民基本台帳ネットワークシステムの利用ができませんので、引き続き「年金受給権者現

況届」の提出が必要となります。

# ガラス基金ホームページ

東日本硝子業厚生年金基金では、ホームページを開設してインターネット上で各種の情報をご提供しております。ホームページの開設内容は以下のとおりです。皆さん、是非ご利用ください。

アクセスは <http://www.glskkn.com/>

## 開設内容

- 基金の概要
- 規約と規程
- 予算と決算
- 給付のしくみ
- 年金のご相談 (24時間)
- 基金の現況
- 広報誌関係
- 各種届出様式
- 掛金額表 etc



「年金はいくらもらえるの?」「在職年金はどうなるの?」「基金や国の年金制度はどんなもの?」など、年金のことならなんでもご相談ください。

## 年金相談コーナー

来所、電話、ファックス、手紙、  
当基金ホームページ等によりご利用ください。  
TEL 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125  
E-mail info@glskkn.com



**「みやぎの山荘」閉鎖のお知らせ** ... 長らくご愛顧いただきました箱根「みやぎの山荘」は、平成17年度をもって閉鎖いたしました。